

「区民等の役割」について

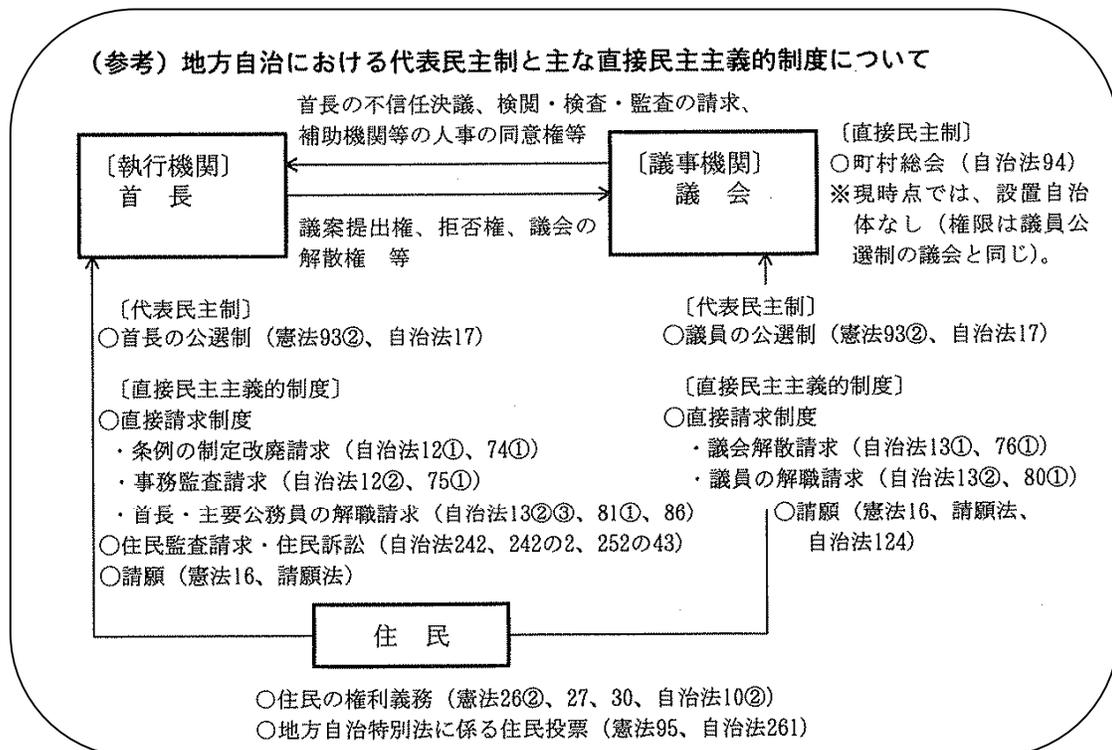
1. 協治(ガバナンス)のまちづくりにおける区民等

- 区民は、主権者として、直接選挙を通じて区議会と区長に区政を信託（信託）するとともに、協治（ガバナンス）の担い手として、多様な区民等や区と互いに協力して積極的にまちづくりに取り組む役割を持つ。

2. 区民等の権利

(1) 主権者としての権利

- 日本国憲法には、「第3章」に幸福追求権など、基本的人権の尊重が謳われるとともに、「第8章」には、自治体に自治権を保障する「団体自治」という原理と、住民に地方自治参加の権利を保障する「住民自治」という原理から成り立つといわれている「地方自治の本旨」など、地方自治に関する基本原則が規定されている。
- 地方自治法では、「地方自治の本旨」に基づき、住民の福祉の増進を図ることを基本として、法律に定めるところにより、行政サービスを受ける権利（地方公共団体の役務の提供）、区議会議員及び区長の選挙権・被選挙権・解職請求権、区議会の解散請求権、条例の制定改廃請求権、監査請求権等が保障されている。



出典：「地方分権時代の条例に関する調査研究」報告書（地方六団体 地方分権推進本部）、平成16年3月

(2) 協治の担い手として権利

① 情報を知る権利

- ・ 参加（参画、参与）や協働の前提となり、協治（ガバナンス）を支えるものが情報を知る権利である。
- ・ 関連して、日本国憲法において表現の自由が保障されているほか、情報公開法や墨田区情報公開条例等が制定されている。

② 区政に参加（参画、参与）する権利

- ・ この権利は、地方自治法等には定められておらず、区が新たに保障すべき区民等の権利として重要である。
- ・ 区が、参加（参画、参与）の機会を保障すべき対象に想定される事項として、
 - ① 基本構想、基本計画をはじめとする各分野の基本的な計画等の策定
 - ② 区民の生活や区民活動に関連の深い計画等の策定や事業の推進
 - ③ 広く区民の理解や協力の必要な施策、事業の推進などが考察できる。

③ 自主的にまちづくりを行う権利

- ・ 町会・自治会活動を始め、NPO・ボランティア活動など、区民等による自主的・主体的なまちづくりが協治の原動力となる。
- ・ 関連して、日本国憲法において、集会結社などの自由が国民に保障されている。

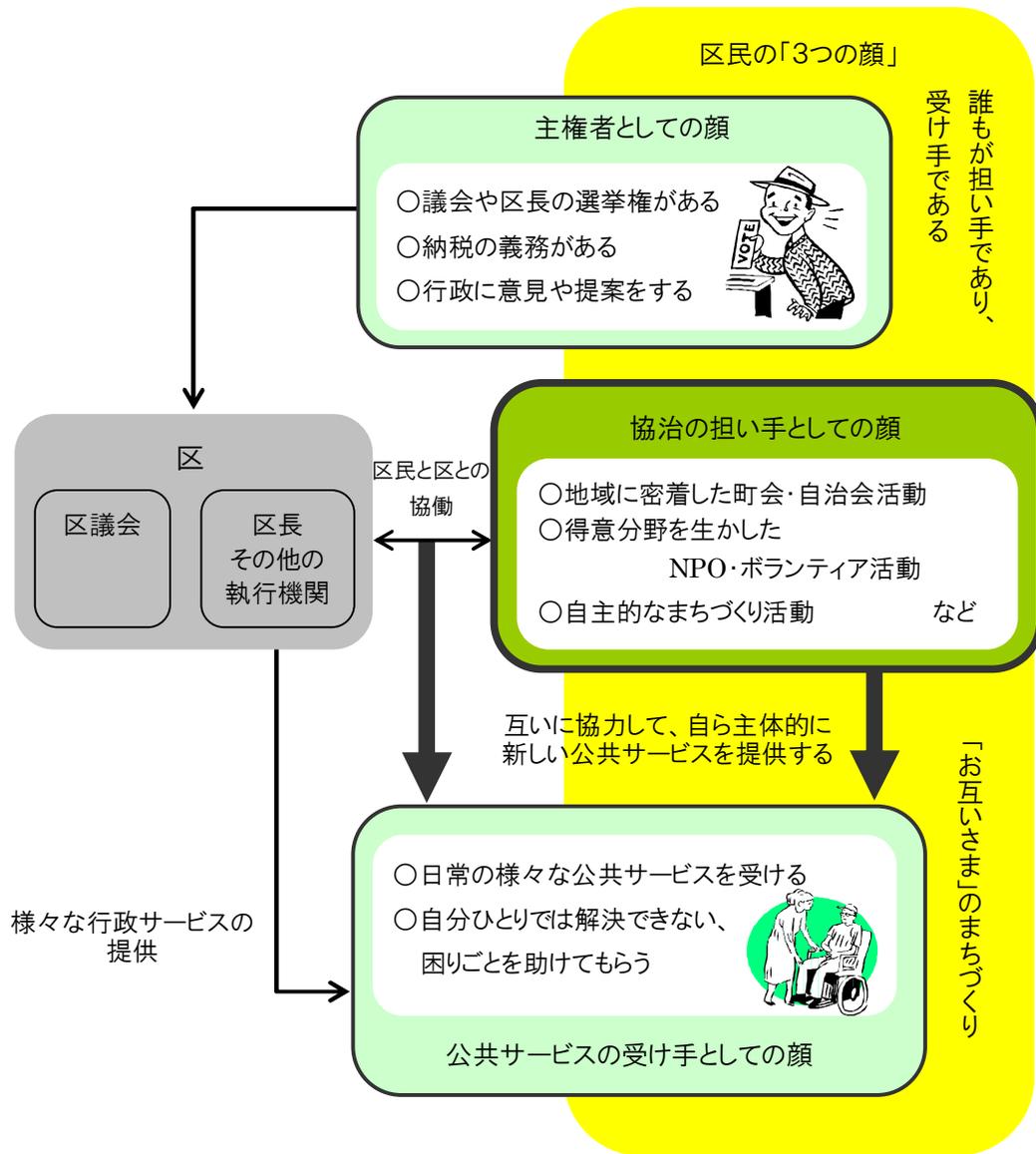
3. 区民等の役割（責務）

(1) 主権者としての役割（責務）

- ・ 日本国憲法では、教育を受けさせる義務、労働の義務、納税の義務などが定められている。
- ・ 地方自治法では、法律や条例に定めるところにより、行政サービスの負担を分任する義務が定められている。

(2) 協治の担い手としての役割（責務）

- ・ 区民等は、自らがまちづくりの主体であり、協治（ガバナンス）の担い手であることを認識して主体的なまちづくりを行うことが期待されている。
- ・ 区政への参加（参画、参与）や協働、自主的なまちづくりの取り組みにあたっては、私的な利害関係にのみとられることなく、公共性を尊重し、他人の意見と行動を尊重して行うことが重要である。
- ・ 区内で社会経済活動を行っている事業者について、その活動は今日の都市問題の多くに関連するため、事業者も社会的調和を図り、協治（ガバナンス）の担い手として積極的にまちづくりに参加することが期待される。



4. 「区民等」

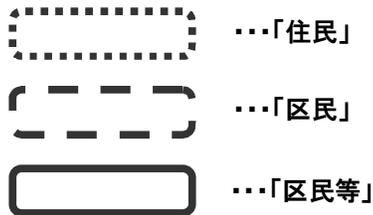
(1) 「区民等」をどう捉えるか

・ 協治の担い手である「区民等」の捉え方については、以下のように整理することができる。

- 「住民」：墨田区内に住む人
- 「区民」：住民、及び、区内で働き、学び、活動する人
- 「区民等」：区民、及び、区内にある、または区内で活動する団体

(2) 「区民」の概念整理

	区内在住	区外在住だが、区内で活動
個人	<p style="text-align: center;">A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墨田区内に住所を持つ人 ・墨田区の居住者 	<p style="text-align: center;">C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区外在住だが、墨田区に在学の学生 ・区外在住だが、墨田区に在勤の人 ・区外在住だが、墨田区にある団体に所属して活動する人
団体	<p style="text-align: center;">B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墨田区内で活動する団体、町会、法人等 ・墨田区内に事務所のある企業、事業者 	<p style="text-align: center;">D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区外に事務所があるが、墨田区内で活動する団体(一時的な場合もある)



	A 区内在住の 個人	B 区内にある 団体	C 区外在住の 個人	D 区外にある 団体	
主権者としての権利	○	△	×	×	注1
情報を知る権利	○	○	○	○	
区政に参加等する権利	○	△	△	△	注2
自主的なまちづくりを行う権利	○	○	○	○	
主権者としての役割	○	△	×	×	注1
協治の担い手としての役割	○	○	○	○	

注1：団体としてではなく個人にのみ与えられている権利・役割がある。また、区外在住の個人、団体であっても、施設の利用など、一部の行政サービスを受けたり、施設使用料等の負担を負うことがある。

注2：一部の審議会への参加は、在住者に限定する場合がある。

参考 他自治体「区民・市民等の定義」の事例

①個人(A及びC)と団体(B及びD)を分ける事例

- ・ 杉並区自治基本条例
- ・ 三鷹市自治基本条例
- ・ 大田区区民協働推進条例

	区(市)内在住	区(市)外在住だが、 区(市)内で活動
個人	A 住民	C 区(市)内で活動する人
団体	B 区(市)内の事業者などの団体	D 区(市)外の事業者などの団体

「区民」または「市民」

「事業者」または「事業者等」など

- ・ 「文の京」自治基本条例

	区内在住	区外在住だが、 区内で活動
個人	A 住民	C 区内で活動する人
団体	B 区内の事業者など団体	D 区外の事業者などの団体

「区民」

「区民等」

「地域活動団体」
「非営利活動団体」
「事業者」

- ・ 豊島区自治の推進に関する基本条例

	区内在住	区外在住だが、 区内で活動
個人	A 住民	C 区内で活動する人
団体	B 区内の事業者などの団体	D 区外の事業者などの団体

「住民」

「区民」

「事業者等」

②個人及び団体すべて(A～D)を「区民」または「市民」とする事例

- ・ 多摩市自治基本条例
- ・ 大和市自治基本条例
- ・ 足立区自治基本条例
- ・ 川崎市自治基本条例
- ・ 西東京市市民参加条例
- ・ 八王子市市民参加条例

「区民」または「市民」

	区(市)内在住	区(市)外在住だが、 区(市)内で活動
個人	A 住民	C 区(市)内で 活動する人
団体	B 区(市)内の 事業者などの団体	D 区(市)外の 事業者などの団体

③「区民」または「市民」を定義しない事例

- ・ ニセコ町まちづくり基本条例
- ・ 中野区自治基本条例
- ・ 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例
- ・ 中野区区民公益活動の推進に関する条例。

(3) 「市民」について

- ・ 「市民」とは、「地方自治体としての市の住民」という意味の他に、『個人の自主的な判断に基づいた主体的な行動を尊重して社会を担うもの』という意味合いを持つとされる。

参考 岩波書店 広辞苑(第五版)より

「市民」：① 市の住民。都市の人民。② (イギリス・ドイツ) 国政に参与する地位にある国民。公民。広く、公共性の形成に自律的・自発的に参加する人々。③ ブルジョアの訳語。

地方自治法第10条【住民の定義】

「住民」：市町村の区域内に住所を有する者で、地位に関する正確な記録があるもの（住民基本台帳の登録）

なお、国民の権利及び義務・住民等について規定する「日本国憲法」「地方自治法」については「参考資料1」、区民の役割等について規定する墨田区条例集については「参考資料2」、他自治体の条例事例(⑨市民・区民)については「参考資料3」を参照のこと。